

岐阜県公報

第 二 千 三 百 三 十 三 号
平 成 二 十 四 年 三 月 三 十 日

(金 曜 日)

要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正（法務・情報公開課）二二九

公 示

村営土地改良事業の換地処分

(農 地 整 備 課) 二二〇

目 次

規 則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）二二四	ページ
岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(子ども家庭課) 二二四
岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同) (二二四)
岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの授業料等に関する規則を廃止する規則	(情報産業課) 二二五
岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(都市政策課) 二二五
岐阜県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則	(同) (二二七)
知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則	(同) (二二七)
教育委員会規則	
岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	(教育総務課) 二二八
公安委員会規則	
岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則	(警 務 課) 二二八
岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則	(同) (二二九)
告 示	
知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施	

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

平 成 二 十 四 年 三 月 三 十 日

規 則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十号

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成二十二年岐阜県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「年度計画を変更したときは、法第二十七条第一項後段の規定により」を「法第二十七条第一項後段の規定により年度計画の変更を届け出るときは、速やかに」に改める。

第九条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人は、前項の規定による指定を受けようとするときは、当該指定を受けようとする償却資産を取得する日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 償却資産の内容及び使用目的
 - 二 償却資産の取得予定年月日
 - 三 前一号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 第九条に次の二項を加える。

5 法人は、第一項の規定による指定を受けた償却資産について、その後の事情の変更によりその減価に対応すべき収益の獲得が予定されることとなった場合には、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

6 知事は、前項の規定による報告を受けた場合において、第一項の規定により指定した償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されると認められるときは、当該指定を解除するものとする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年岐阜県規則第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例」を「岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第百八十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「認定基準」を「認定の要件」に改める。
第一条中「岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例」を「岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例」に改める。

第四条第一項第四号中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、同条第二項中「第

八条第四項ただし書」を「第八条第五項ただし書」に改める。

第七条中「の子育て支援事業は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない」を「第三号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする」に改め、同条第一号中「子育て支援事業は、保護者の育児を代わって行うだけではなく、」を削り、「通じて保護者自身の子どもとの養育に関する能力の向上を積極的に支援する」を「積極的に行う」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの授業料等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの授業料等に関する規則を廃止する規則

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの授業料等に関する規則（平成七年岐阜県規則第八十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年岐阜県規則第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第二号中「登録申請者」の下に「又は前号に規定する法定代理人」を加える。

第十八条第二項第四項中「及び」を「並びに」に改め、「第十五条第三項第一号」の下に「及び第一号」を加える。

別記第十号様式（第一面）中

1 岐阜県の区域 内において営業 を行う営業所の 名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在

地（郵便番号）	電話番号

を

1 岐阜県の区域 内において営業 を行う営業所の 名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所
2 業務主任者の 氏名及び所属す る営業所の名称	所属営業所名	氏

在域（郵便番号）	電話番号
名	摘 要

に改め、同様式（第二面）中

2 業務主任者の氏 名及び所属する 営業所の名称	業務主任者の氏 名及び住所
3 法人である場合 の役員（業務を執 行する社員、取締 役、執行役又はこ れらに準ずる者） の職氏名	法人である場合 の役員（業務を執 行する社員、取締 役、執行役又はこ れらに準ずる者） の職氏名
4 未成年者である 場合の法定代理人 の氏名及び住所	未成年者である 場合の法定代理人 の氏名及び住所

「 上記のとおり相違ありません。
平成 年 月 日 氏名

備考 「法人の役員 本人 法定代理人」については、該当するものに丸印
すこと。

「 上記のとおり相違ありません。
年 月 日

氏名
(氏名は自筆又は記名押印すること。)

備考 「法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」に
は、該当するものに丸印を付すこと。

「 〇改める。」

ついて

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十五号

岐阜県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県風致地区条例施行規則(昭和四十五年岐阜県規則第七十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三条の見出し中「の手続き」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として
次の一項を加える。

条例第四条第三項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構
- 二 独立行政法人森林総合研究所
- 三 独立行政法人労働者健康福祉機構
- 四 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(独立行政法人雇用・能力開発機
構法を廃止する法律(平成二十三年法律第二十六号)附則第一条第二項第一号及び
第二号に掲げる業務を行う場合に限る。)
- 五 独立行政法人水資源機構
- 六 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 八 独立行政法人環境再生保全機構
- 九 独立行政法人国立病院機構
- 十 岐阜県住宅供給公社
- 十一 社団法人岐阜県森林公社(昭和四十一年十一月一日に社団法人岐阜県林業公社
という名称で設立された法人をいう。)
- 十二 岐阜県土地開発公社
- 十三 岐阜県道路公社

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十六号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規
則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則（平成十二年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。
別表十七の項を次のように改める。

十七 削除		
-------	--	--

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

岐阜県教育委員会
委員長 土 屋 嶮

岐阜県教育委員会規則第二号

岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和四十八年岐阜県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「（単位制を除く。）並びに理科及び数学に関する学科（以下「全日制普通科等」という。）を」（学年による教育課程の区分を設けない課程を除く。以下同じ。）に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「別に定める特色化選抜の方法による全日制普通科等」を「全日制課程普通科」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項中「全日制普通科等」を「全日制課程普通科」に改める。

附 則

別表第一を削り、別表第三を別表第二とする。

1 この規則は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
2 この規則による改正後の岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、施行日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域から適用する。

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

岐阜県公安委員会
委員長 水 谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第二号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則（昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

区 分	警 察 官				一般職員	合 計
	警 視	警 部	警部補及び 巡查部長	巡 査		
合 計	二四	二七	二七	二八〇	四六	三八六
警 察 本 部	七	二七	五三	二六三	二八三	一、三〇三
警 察 署	一七	一七	一、二六九	九七	一四	二、五八三
小 計	二四	二七	一、〇〇〇	三、四六〇		

備考 警察本部の巡查には、初任科生を含む。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第三号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 不正指令電磁的記録に関する犯罪の取締りに関すること。

第三十八条の四を第三十八条の五とし、第三十八条の三を第三十八条の四とし、第三十八條の二の次に次の一条を加える。

（監査室長）

第三十八条の三 監査室に監査室長を置き、警視又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

2 監査室長は、命を受け、監査室の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（健康管理対策室長）

第三十九条の二 厚生課に健康管理対策室長を置き、警視又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

2 健康管理対策室長は、命を受け、健康管理対策室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第四十条の二を次のように改める。

（鑑識管理監）

第四十条の二 鑑識課に鑑識管理監を置き、警視に相当する一般職員をもつて充てる。

2 鑑識管理監は、命を受け、鑑識の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
第四十一条の次に次の一条を加える。

（警察車両整備センター所長）

第四十一条の二 車両整備センターに警察車両整備センター所長（以下「車両整備センター所長」という。）を置き、警視又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

2 車両整備センター所長は、命を受け、車両整備センターの業務を行い、部下職員を指揮監督する。

第四十二条の六を第四十二条の七とし、第四十二条の五を第四十二条の六とし、第四十二条の四の次に次の一条を加える。

（監察指導官）

第四十二条の五 監察課に監察指導官を置き、警視をもつて充てる。

2 監察指導官は、命を受け、監察の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第四十三条第一項中「警視」の下に「又は警部」を加える。

第四十四条の二を削る。

第四十五条を削り、第四十四条の三を第四十五条とする。

第五十一条第一項中「警視」の下に「又は警部」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百六十七号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示（平成七年岐阜県告示第二百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年度に実施する試験から適用する。

平成二十四年三月三十日

別表二公立学校教員採用選考試験の項を削る。

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

村営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、東白川村営土地改良事業下親田地区の換地処分を平成二十四年三月十二日にした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十四年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十四年三月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター